ネット社会を学ぶ

〈資料提供〉総務省・東北総合通信局

子どもたちを守るのは保護者です。

みなさんの身近にあるものでインターネットにつながる機器はどんなものがあるか、おわかりですか？

パソコンや最近はやりのスマートフォン・タブレットや従来型の携帯電話はすぐに思いつきますね。その他には、ほとんどの子どもたちが持っている携帯型ゲーム機（ＤＳｉ、３ＤＳやＰＳＰなど）も簡単に無線ＬＡＮ経由でインターネットにつなぐことができます。また、地デジ対応テレビにはＬＡＮ端子が設置されており、インターネットを利用したデータ放送の双方向通信やインターネット閲覧などが可能となっています。この様に様々な機器からインターネットを利用することができます。

インターネットは、大変便利なコミュニケーションツールとして利用されていますが、反面、架空請求などのネット犯罪やいじめなどのネットトラブルに巻き込まれてしまう危険性も持ち合わせています。

子どもたちにとってインターネットは、はじめからあるもので何か特別なものという意識はありません。しかし、インターネットの世界では、大人でも子どもでも全責任を自分一人で全うすることが基本ルールとなっているため、全ての行動には自己責任が求められます。

この様な状況の中、子どもたちを様々なネット犯罪やネットトラブルから守り、インターネットを安心・安全に利用するためには、

1　携帯電話、スマートフォン、パソコン、ゲーム機などへの閲覧制限機能（フィルタリング、ペアレンタルコントロール）を正しく設定し、危険なサイトなどの見せたくないサイトを制限する。

2　ｅ－ネットキャラバンや通信事業者などが実施するインターネットの安心・安全に関する無料講座を受講し、ネットに潜む危険性について学習する。

などの対策を行うことが大事です。

保護者のみなさんもネットのことはよくわからないからと目をつぶるのではなく、子どもたちと一緒に学び互いに様々な危険から自分たちを守るすべを身につけ、「保護者と子どもが一緒に誓う７つの約束」を守っていくことが大切です。

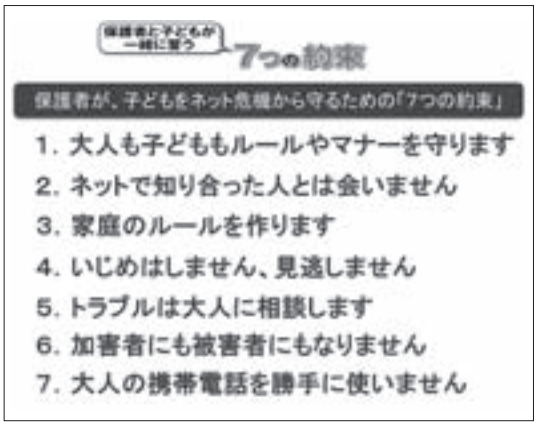

ｅ－ネットキャラバン事務局、または東北総合通信局（電気通信事業課）までご連絡をお願いします。

東北地区担当

東北総合通信局
電気通信事業課
担当　大場・高橋
電話０２２
（２２１）０６２７

総務省と文部科学省、通信事業者等が提携しているｅ－ネットキャラバンは、講師を派遣して行う無料の出前講座です。親子一緒の講座も開催可能ですのでお気軽にお申し込みください。（お申込みは、ｅ－ネットキャラバンのホームページやＦＡＸで受け付けています。）

ご不明な点などありましたら、